

山梨県公報

第二千八百三十七号

平成三十年

十一月八日

木曜日

目次

- 道路の区域変更……………五五一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………五五一
- 公共測量の実施……………五五二

告示

山梨県告示第三百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年十一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市須玉町江草字上中田一〇二七三番一 地先から 北杜市須玉町江草字高畑一〇二八六番二地 先まで	二一・四 三六・〇	二四・八 四一・八	(メートル)	四二・一

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成三十年十月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人山梨幼児野外教育研究会
 - 2 代表者の氏名 川村協平
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市白州町白須二百八十五番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、一般市民、特に子ども達に対して、野外教育活動、自然体験活動、各種イベント等の企画及び開催に関する事業、野外教育活動、自然体験活動等についての調査、研究及び情報提供に関する事業等を行い、子どもの健全育成及び野外教育活動の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年十一月一日から同年十二月一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月八日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成三十年十月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人未来への扉
 - 2 代表者の氏名 齊藤勇介
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市西花輪三千六百三十七番地十五
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、日本に居住する外国人に対して、教育および経済活動に関する事業を行い、外国人との共生社会実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成三十年十一月一日から同年十二月一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量

二 測量の地域 山梨県南アルプス市の一部、甲斐市の一部及び韮崎市の一部

三 測量の期間 平成三十年十月二十日から平成三十一年二月二十八日まで